

## 令和5年度第1回阿南市公共下水道事業受益者負担金等審議会議事録

### 1. 日時

令和6年1月11日（木）

午前10時00分から午前11時12分まで

### 2. 場所

阿南市役所2階 202・203会議室

### 3. 出席者

（審議会委員）渡部友子委員、山崎雅史委員、平山正光委員、下川将吾委員、近藤光男委員、湯城豊勝委員、田上洋子委員、紅露清恵委員、尾崎澄子委員、市原央紀委員、多田秀高委員、川野理恵委員、川口陽一郎委員、西田修委員、田中修司委員、柏木邦雄委員

（事務局）吉村部長（市民部）、山田課長、森口課長補佐、島主査（以上、環境保全課）、松原課長、中西課長補佐、藤井課長補佐、郡係長、戸根事務主任、宮野主事（以上、下水道課）

### 4. 会議経過

1. 開会の挨拶
2. 委嘱状交付
3. 審議会委員出欠状況報告
4. 審議会委員の紹介
5. 審議会事務局紹介
6. 市長挨拶及び諮問
7. 審議会会長・副会長互選
8. 諮問書の交付
9. 審議

( 会 長 )     それでは、私の方で議事を進行させていただきます。御協力のほどよろしくをお願いします。

      本日の議事は、皆さん資料、お手元にございますが、5つございます。順次進めていきたいと思ひます。

      最初に1番、審議会の審議事項の説明についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

( 事務局 )     それでは事務局より、(1)「審議会の審議事項について」御説明させていただきます。

      阿南市公共下水道事業受益者負担金等審議会は阿南市公共下水道事業の適正な運営を図るため、市長の附属機関として、地方自治法の規定に基づき、条例の定めるところにより設置されたものでございます。審議会は、市長の諮問に応じ、公共下水道事業の受益者負担金や使用料等に関する調査審議していただきます。

      今回の審議会開催の目的は、春日野地域下水道を公共下水道として事業転換するのに伴い、事業転換予定後の春日野処理区の下水道使用料等について御審議をお願いするものでございます。審議会の審議事項についての説明は以上でございます。

( 会 長 )     ただ今説明をいただきました、この説明につきまして、委員の皆さんから御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

      それでは次の議題に移りたいと思ひます。2番目でございます「審議会の公開非公開の審議について」、こちら事務局から説明をお願いします。

( 事務局 )     続いて、(2)の「審議会の公開非公開の審議について」御説明させていただきます。

      阿南市公共下水道事業受益者負担金等審議会条例第6条第4項にて「審議会の会議は公開する」とされています。ただし、阿南市情報公開条例に規定する不開示情報が公となるおそれがある場合については、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができるとなっておりますが、事務局としては、不開示情報に該当するものはなく、公開すべきと考えていますので、御審議をお願いいたします。

( 会 長 )     わかりました。それでは、これより質疑に入りたいと思ひます。

事務局の説明では、会議は公開すべきとのことをございます。会議を公開することについて御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし。

(会長) 異議なしでよろしいですか。

はい、ありがとうございます。「異議なし」ということでこれを認めまして、会議は公開といたします。

続きまして、3番目の議題、「阿南市公共下水道について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 本審議会ですべて委員になった方がおられると思いますので、下水道に関して簡単にはありますが、説明の方をさせていただきます。下水道課の戸根と申します。どうぞよろしくをお願いします。今回の方は資料2と書いてあるパワーポイントの資料で説明をさせていただきます。

では、まず最初に、下水道について御説明をさせていただきます。

下水道の種類は下水道法で定める「下水道」と「下水道の類似施設」で大きく分かれております。

下水道法で定める下水道は、「下水を排除するために設けられた排水管、排水管渠その他の排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう」と定義されており、目的、地域、事業主体等により、公共下水道（狭義）、流域下水道、都市下水路に分かれています。

下水道の類似施設を、農村地域等の生活環境改善を図ることを目的とし、簡易な処理施設を持つ農業集落排水施設のほか、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽があります。

阿南市で下水道課が管轄しているものは公共下水道の狭義と都市下水路になります。そのため、他の下水道類似施設等については、説明を割愛させていただきます。

公共下水道の狭義に関しては、公共下水道のうち、主として市街化区域における下水を排除し、又は処理するために市町村が管理する下水道のことです。

終末処理場を有するもの、又は流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠（地下に埋設された管渠である構造）のものをいいます。

都市下水路については、主として市街地の雨水を排除し、浸水を防ぐための下水道であり、市町村が整備及び維持管理を行います。公共下水道（雨水）に先立って整備する必要があるときに都市下水路事業として実施されます。

一番上の濃い青の部分が市の下水道課の管轄になっております。

次に、徳島県内の汚水処理人口普及率について説明します。

汚水処理人口普及率とは、下水道、農業集落排水施設等及びコミュニティ・プラントを使用できる人口に合併処理浄化槽を使用している人口を加えた値を総人口で除して算定した汚水処理施設の普及状況の指標となります。

徳島県のホームページで公表されている資料によりますと、令和4年度末時点での汚水処理施設の内訳は、画面のグラフのようになっております。徳島県内の汚水処理施設の割合としては、単独・合併浄化槽の割合が一番多く45%、その次に下水道で19%となっております。徳島県内の普及率は、大体68%となっております。

次に、阿南市の下水道事業について説明していきます。

阿南市内の公共下水道事業は、現在、富岡地区のみで運用管理されております。終末処理場となる富岡浄化センターは、七見町にある阿南市スポーツ総合センターの隣にあり、富岡町から流れてきた汚水を処理し、打樋川に放流しております。汚泥に関しては、脱水した後に搬出し、焼却して埋立てをするという形で処理をしております。なお、現在の認可計画と全体計画は、図のようになっております。

次に、下水道の役割について説明をさせていただきます。

下水道の役割には、3つの役割があり、生活環境の改善（汚水処理）、浸水の防除（雨水処理）、公共用水域の水質の保全があります。生活環境の改善については、悪臭及び蚊・蠅などの発生を防ぎ、それに伴う感染症の発生を防ぐことが主な役割です。浸水の防除については、都市内に降った雨水を速やかに排除を行うことは、下水道の重要な役割の一つです。水質の保全については、下水道の生活排水を中心として汚水を管渠で終末処理場に集めて適切に処理するので、河川等公共用水域の水質汚濁防止に積極的な役割を果

たしており、豊かな自然環境を保全することに大きく寄与しております。この3つが下水道の役割となっております。

次に下水道の仕組みについて説明をいたします。

下水道は、汚水及び雨水を排除する施設と汚水を自然環境に影響が出ないようにする下水処理場で構成されております。家庭、学校、工場、事業所等から排出される汚水は各家庭、工場等に設けられた排水設備から汚水ますに流れ込み、下水道管を通じて処理場へ流入し、処理され、きれいな水になってから公共用水域、富岡地区でいうと打樋川に放流されます。下水の排除方式としては、汚水と雨水を別々の管渠で排除する分流式と、汚水と雨水の一緒の管渠で排除する合流式があり、富岡処理区では現在分流式を採用しております。下水道施設の排水設備については、台所、風呂場、洗面所、洗い場、水洗便所等の排水口が汚水の源流となっており、施設内の配管を通り、公共ますを通して、下水道管に流れます。公共ますより内側の配管等の設備については、個人が敷地内に設け、維持管理も個人が行うことになっております。

次に下水道管について、下水道管は下水を下水処理場へ流すために地中に埋められた管です。下水を下水処理場まで運ぶ方法は、高い方から低い方へと自然の流れを利用して運びます。下水道管には下水を点検したり、清掃することができるように管渠の外に公共ます、取付管、マンホール等が設けられ、これらを総称して「管路施設」といいます。

最後に、下水道管から流れてきた下水をきれいな水にして川、海等へ放流する施設を「下水処理場」といいます。下水処理場には様々な処理方法があり、主なものに標準活性汚泥法やオキシデーションディッチ法による処理があります。阿南市はオキシデーションディッチ法による処理を行っています。オキシデーションディッチ法に関してですが、最初沈殿池という施設を設けずに、機械式エアレーション装置のある水深が浅い循環する水路を反応タンクとして、負荷の低い条件で活性汚泥処理を行い、最終沈殿池で汚泥と処理水を分離する方法です。一般的な標準活性汚泥法に比べ単純な構造になっている処理方法であり、小規模な下水処理場で多く採用されている方式がオキシデーションディッチ法になります。

次に下水道使用料体系について説明します。

下水道使用料を設定している地方公共団体はほとんどが表のような基本使用料をベースとした従量使用料制を採用しており、阿南市も同じ方法を採用しております。

従量使用料とは、使用量に応じて水量及び単位水量当たりの価格により算定して賦課されるものです。使用量に応じて使用料を算定するという従量使用料は使用量の変動することに対応して、使用料収入も変動することから、使用量が過少な場合には、使用量に関わりなく固定的に発生する経費を賄えないという事態が生じます。経営の安定性を確保するため、従量使用料に基本使用料を併わせて設定することが多いようになっております。基本使用料には基本水量を設け、その範囲で定額制をとることが行われており、使用量の有無に関わりなく賦課されています。

阿南市の現在の下水道使用料については、表の通りとなっております。10 m<sup>3</sup>までは基本使用料のみとしており、税込で1,540円となっております。そこから使用水量に応じて段階的に金額が上がっていく仕組みとなっております。徳島県内での下水道使用料は、資料1の方で9ページから11ページに記載している通りとなっております。

最後に受益者負担金制度について説明いたします。

下水道が整備されると快適で住みよい生活環境が生まれ、その土地の利用価値が増大します。しかし、こうした恩恵を受けられるのは、下水道整備区域内に土地を有する特定の人々に限られます。そこで、受益と負担の公平を保ちながら下水道整備によって恩恵を受ける方々に、建設費の一部を負担していただく制度が「受益者負担金制度」となっております。阿南市での受益者負担金の額は、1 m<sup>3</sup>当たり700円となっております。徳島県内の他の自治体における受益者負担金は表の通りとなっております。小松島市と海陽町に関しては受益者負担金の制度がないようでしたので、空白となっております。

以上、簡単ではございますが、下水道事業の説明を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

( 会 長 )      はい、ありがとうございました。

ただ今の下水道の施設についての説明がございました。今の説明について御質問等ございませんでしょうか。ないようですので、次の議題に移りたいと思います。

4番目でございます。こちらは、阿南市公共下水道事業（春日野処理区）の下水道使用料等についてということを経験といたします。それでは事務局より説明をお願いします。

（事務局） 失礼します。環境保全課の森口です。

それでは、阿南市公共下水道春日野処理区の下水道使用料及び受益者負担金について御説明させていただきます。資料3の3ページをお開きください。

まず、春日野地域下水道のこれまでの経緯について簡単に御説明いたします。本市の春日野団地は、昭和45年度に徳島県土木部及び旧羽ノ浦町において、水田地帯を造成し、宅地開発が行われたもので、それに合わせて地区内で発生する汚水を処理する施設として、阿南市春日野住宅団地小規模下水処理施設「春日野地域下水道」が昭和46年度に供用開始しております。同施設は、令和4年度末で供用開始後52年が経過しており、建物、管路及び機械の老朽化が進行している状態であり、今後施設の改修・改築が必要な状況です。

4ページをお開きください。春日野地域下水道の改築について本市では、市の財政負担や施設利用者の負担を少なくするため、国の補助金を活用した方法を議論し、春日野地域下水道は、公共下水道事業として、改築事業を実施する方針としています。庁内検討委員会の協議内容については、環境省の交付金を活用し、コミュニティ・プラントとして改築した場合と、国土交通省の補助金を活用し、公共下水道として改築した場合の事業費を検討・検証し、委員会において、市費等の負担が少なくなる国土交通省による事業方式で合意されました。その後は、公共下水道事業への位置づけを行うため、阿南市污水適正処理構想において、コミュニティ・プラント事業から公共下水道事業へと位置づけを変更する見直しを行い、施設が市街化区域にあることから、都市計画への位置づけが必要であり、令和3年3月に徳島東部都市計画下水道阿南市公共下水道に春日野処理区を追加する決定を行いました。

7ページをお開きください。阿南市污水適正処理構想図を載せています。赤色のエリアは公共下水道、水色のエリアは、コミュニティ・プラントの区分として色分けされています。Aの8春日野団地については赤色で囲まれて

いますが、これは平成27年度にコミュニティ・プラント事業から公共下水道事業へと位置づけを変更しています。

5ページに戻っていただきまして、今後は平成29年度策定の阿南市公共下水道全体計画、春日野処理区に基づき事業計画を策定するとともに、都市計画法における事業認可を受ける予定です。なお、春日野地域下水道については、令和6年4月1日をもって廃止し、同日に公共下水道春日野処理区の供用を開始する予定です。

6ページをお開きください。春日野処理区の概要について、表1に春日野処理区の全体計画と事業計画案の概要を記載しています。全体計画は、長期的な人口の増加、減少の見込みや財政収支の見込み等を勘案して、下水道整備の実施計画とするもので、春日野処理区においては、平成29年度に策定いたしました。また、事業計画については、既存施設の配置、土地利用の状況等を勘案し、5年から7年程度の間には整備可能な内容について策定することとなっており、本市は令和5年度末に策定する予定です。ここでは、2計画区域と5の処理場の放流渠について説明させていただきます。まず、2の計画区域ですが、全体計画区域については区域面積を33.2ヘクタール、事業計画案においては29.4ヘクタールに設定しています。これにつきましては、資料8ページをお開きください。表3の春日野処理区図を載せています。春日野処理区の全体計画の区域面積は33.2ヘクタールで、黒の太枠で囲っている区域になり、事業計画区域面積は29.4ヘクタールで、現在の春日野コミュニティ・プラント区域で設定しており、ピンクの枠で囲んだエリアとなっております。なお、黒の太線で囲っている全体計画区域のうち、事業計画区域、ピンクの枠で囲んだ以外のエリアは、春日野団地内において後発的に開発された区域でございますので、下水道は整備されておりませんが、将来において整備する区域として、全体計画に含めております。

次に処理場の放流渠について、資料9ページ表4春日野処理区下水計画一般図を御覧ください。ピンクの線が春日野処理区の放流渠になり、春日野地区から小松島市内を通過し、放流先は小松島市赤石町の立江川に放流する計画としております。

次に10ページをお開きください。表5春日野処理区の全体的な事業スケジュールを記載しています。全体事業は、新たな処理場を改築することを想定

した事業工程となっており、令和22年度までを予定しております。令和6年度に公共下水道事業開始後、令和6年度において春日野浄化センターの耐震診断を行い、その結果を踏まえ、令和7年から8年度の2年間をかけまして、ストックマネジメント計画を策定し、整備方針等を検討し、令和9年度に本事業計画を見直した上で、令和10年度から基本設計、11年度に詳細設計に取りかかる計画としております。その後は、新たな処理場の建設、既存の処理場の解体工事を行う予定としており、管渠につきましては、令和15年から17年度の3年間を予定しており、令和18年度から22年度の5年間にかけまして、後発的に開発された住宅地域への整備に取りかかる計画となっております。あくまで現時点で想定している事業の計画でございます。

続いて表6事業費について説明いたします。春日野処理区の事業の項目ごとの令和6年度から令和22年度までの事業費を推計しています。区分の上、使用料対象経費の維持管理費と償還元利金については、下水道施設を維持管理していくために必要な経常経費であり、令和6年度から令和22年度までの17年間で、28億2,597万4,000円となっております。維持管理費にかかる財源の内訳といたしましては、使用料として、令和6年当初見積額の2,650万円に17年を乗じた額4億5,050万円、一般会計繰入金として、令和6年当初予算見積額8,450万円に17年を乗じた額14億3,650万円としております。また、償還元利金につきましては、建設費の財源として借りた地方債の償還金と利率を合わせた金額で、一般会計繰入金を財源にしております。また、区分の4つ目、耐震診断以降の区分につきましては、使用料の対象経費に含まれるべきでない経費の建設改良費を推計しており、施設の耐震診断の委託料として3,000万円、ストックマネジメント計画委託料として5,500万円、事業計画変更委託料として4,300万円これらは2分の1の国の交付金を活用する予定としております。また、基本設計委託料として1,920万円、実施設計委託料として4,500万円、処理場の改築撤去費用として12億7,000万円、管渠工事として5億4,000万円で、国の交付金や地方債を活用し実施することとしており、建設改良費の合計は20億220万円を見込んでおります。なお、将来における施設の改築改修にあてるため、使用料余剰金として約1億円を基金として保有しておりますが、表6の財源内訳には含んでおりません。お示ししております区分ごとの事業費につきましては、現時点における見込み額であり、令

和9年度以降の事業費につきましては、ストックマネジメント計画の策定後に見直す予定としており、現時点であくまで想定する事業費として計画しているものでございます。

続きまして、春日野処理区の下水道使用料について説明させていただきます。12ページを御覧ください。下水道使用料について、表7に現在の春日野地域下水道と阿南市公共下水道打樋川処理区使用料を記載しています。春日野地域下水道と阿南市公共下水道打樋川処理区における1か月当たり20m<sup>3</sup>を使用した場合の使用料は、春日野地域下水道は1,900円、阿南市公共下水道打樋川処理区は2,900円で、春日野を1とした場合の、阿南市公共下水道打樋川処理区の割合は1.5倍となっています。

次に、春日野処理区の取り扱いについて御説明いたします。春日野処理区の下水道使用料については、昭和46年の供用開始から現在に至るまで、収益と費用の均衡が保たれ、合併後の下水道使用料の基金として約1億円を保有しております。市は過去2回の住民説明会において、下水道使用料について次の通り説明しております。現在は、おおむね施設の維持管理費相当の費用を下水道使用料として負担していただいておりますが、今後はストックマネジメント計画により、既存処理施設の大規模な改修・改築が必要となった際には、その一部について、下水道使用料として負担していただく方針です。

14ページをお開きください。下水道の使用料の算定に当たっては、使用料の算定期間、維持管理費等の対象経費を考慮し、算定することが適切ですが、春日野処理区の使用料につきましては、過去2回の住民説明会を踏まえまして、次の通り提案させていただきます。市内下水道処理区の住民負担の公平性を図る観点から、将来的には現在の阿南市公共下水道打樋川処理区使用料算定を市内同一に適用させる。当分の間は現在のコミュニティ・プラント事業の使用料算定を適用し、使用料は据え置きとする。なお、下水道使用料の見直し時期につきましては、ストックマネジメント計画等により、処理施設の改築等の方針が決定した際に改めて使用料算定の見直しを行うこととしております。

次に、受益者負担金についてですが、15ページをお開きください。表9に阿南市公共下水道打樋川処理区の受益者負担金を記載していますが、都市計

画法第75条の規定に基づき、阿南市公共下水道打樋川処理区においては、公告された区域内面積1㎡当たり700円の受益者負担金を賦課しています。

16ページをお開きください。春日野処理区の取扱いについてでございますが、現在の春日野地域下水道は、土地購入時にコミュニティ・プラント受益者負担金を納付しています。そのため、市は過去2回の住民説明会において、次の通り説明しています。

春日野地区においては、既に下水道を利用している方については、当初の住居建設時に、受益者負担金の負担が済んでいるものとして、新たな費用負担はお願いしない方針です。なお、当面の事業計画では、既存処理区域を事業区域とするため、新たな事業計画区域への参入がなされ、下水道処理施設への接続が可能となった際には、受益者負担金を負担していただく方針です。現在の春日野地域下水道は、土地購入時にコミュニティ・プラントの受益者負担金を納付していること。また、過去2回の住民説明会を踏まえまして、春日野処理区の受益者負担金について、次の通り提案させていただきます。

下水道整備区域内の土地所有者の方については、受益者負担金の納付済みの区域とし、新たな受益者負担金を賦課しない。新たな事業計画区域を整備し、公共下水道の供用を開始する際には、阿南市公共下水道事業受益者負担金条例に従い、受益者負担金を賦課する。なお、春日野処理区の未整備地区の整備につきましては、既存処理施設、管渠の改修・改築後に着手する予定であり、受益者負担金の徴収開始は未整備地区の整備後下水道に接続が可能となった年度に行う予定です。

以上、簡単ではございますが、阿南市公共下水道春日野処理区の下水道使用料、受益者負担金についての御説明とさせていただきます。

( 会 長 ) はい、ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明につきまして皆さんからの御質問、御意見をいただきたいと思えます。ございましたらよろしく願いいたします。

( 委 員 ) よろしいでしょうか。

( 会 長 ) はいどうぞ。

( 委 員 ) 資料3の14ページ、春日野処理区下水道使用料についてなのですが、当面の間は現在のコミュニティ・プラント事業の使用料を適用し、使用料は据え置きとするということなのですが、その据え置くようになった、

据え置きをすると判断した理由と根拠について、またこのことについて地元の方と合意形成はなされているのか、そのあたりを教えてください。

( 会 長 ) はい。それでは事務局お願いします。

( 事務局 ) 地元の説明会におきましては、市の方針等を説明した後、質疑応答を行いました。協定を締結するなどして合意形成を図ったものではございません。据え置きする方針は、公共下水道に事業転換後も当分の間、既存の施設を使い続けるため、これまでの施設利用形態と変わらないことが主な理由でございます。

( 会 長 ) はいどうぞ。

( 委 員 ) ありがとうございます。今の施設をしばらくそのまま使うようになるので利用料もそのままということですが、11ページの令和6年4月から供用開始を予定されているということで、それに伴って施設はそのまま、公共下水道としての供用が開始されるということですが、そこで、事業費が大きく変わるわけですね。そうしたことで令和22年度までかかってくる維持管理費というのが、11ページの一番上、維持管理費で一般会計の繰入というのが使用料に比べて大きくなるものと思います。今まで特別会計でコミュニティ・プラントは運営されていまして、一般会計からの大きな補てんというのはなかったように思います。なぜこのように一般会計から大きな金額が必要になってくるのか。施設はまだ変わらないけれども、そのあたりについても御説明いただけますか。

( 会 長 ) それでは事務局よろしくお願いします。

( 事務局 ) スライドを映させていただきます。前のスライドを御覧ください。維持管理にかかる年度の当たりの費用の内訳について申し上げますと、人件費として約3,000万円、下道処理施設運転管理費として約3,100万円、その他の費用の合計として約4,900万円、合計で1億1,000万円となっております。

一方で歳入は、使用料として約2,600万円、不足する財源を補うため、一般会計繰入金として約8,400万円を見込んでおります。

このため、使用料だけでは賅えない財源として一般会計繰入金を見込んでおります。その要因といたしましては、公営企業会計処理や施設設備に係る職員の人件費の増大、公共下水道事業として処理場を運転管理するための民

間委託費の増加、電気料金の高騰による需要費の増加が主な原因でございます。

( 会 長 )     ありがとうございます。

( 委 員 )     そうしましたら新たな設備改修や、補修をしなくても、公共下水道に事業が変わった段階で、毎年このような金額がかかってくるということだとわかりました。このことについては前々から、地元の方に使用料を当面の間は据え置きますよ、といったときから、これだけ一般会計の繰入が必要になってくるということは、市としても積算の上でわかっていたのか教えてください。

( 事務局 )     御質問の内容が当時住民説明会のときに、こういった一般会計繰入金が発生するということが想定されていたかという御質問と考えております。

これまで春日野地域下水道事業特別会計で運営して参りました、使用料で不足する部分については前年度からの繰越金で、施設を改修するときには、積み立てていた基金からの繰入金を充当する形で運営をして参りまして、一般会計からの(財源不足という意味での)補てんはございませんでした。令和3年度以降、物価高騰によりまして、非常に電気代等が高くなり、物品の調達等の経費も上がっております。説明会をさせていただいた当時は、こういった物価高騰という経済社会の動向がなかったものですから、そういったことを反映した収支見込みは想定しきれなかった部分もございます。その点については、少し御理解をいただきたいなと思っております。以上です。

( 会 長 )     どうぞ。

( 委 員 )     そうしましたら、据え置きをしますね、と地元の皆さんに方針を説明された後に、物価高騰の現状がやってきたことで、一般会計からの繰入金が増えてきたということですね。今後、運営は当面の間は据え置きしたままで、ストックマネジメント計画が令和7年と8年に計画がされ、その後の計画の見直しが立って、事業計画変更ということがわかって、事業の変更で施設にかかる経費がわかった段階で、使用料を変えるという説明がありましたが、令和6年4月からずっと運営が続くということであれば、もう一度使用料については再検討する必要があると思うのですが、これについての御所見はありませんか。

( 会 長 )     事務局お願いします。

(事務局) 御指摘の内容は十分理解しておりますが、当初から住民説明会で据え置きと説明をさせていただいており、質疑応答を受ける中で、住民の皆様にはそういう方向で御理解をいただいて参りました。市といたしましても、その方針に基づいてこれまで事業転換に向けた作業を進めて参りましたので、その点について改めて検討ができていないのが現状でございます。

(会長) どうぞ。

(委員) 本来なら、ここで金額について諮問されている会議ですけれども、この前、阿南市議会の文教厚生委員会でも、この件についての議論がなされ、全体の事業費や使用料について、また、一般会計からの持ち出し額が大きな金額になってくるってということで、元々この下水道の事業というのは、使用されている方からいただく使用料で運営自体はなるべく成り立たせるべきであるっていう独立採算制を基本とした運営をしていくべきだとは思いますが、きちんと持続可能な運営をするために、一般会計が必要ではないということではなくて、必要な部分には経費負担として一般会計を使っていくことも大事かと思うのですが、バランスが今のままでは悪いのではないかとこの心配があります。やはり現段階で適正な使用料というのをもう一度検討すべきではないかと思ったり、まだ議論がなされていないというのであれば、今一度この物価高騰対策の中でもありますので、私は考えるべきではないかと思ったり、提案させていただきます。

(会長) ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ございませんか。よろしいでしょうか。今の委員の御発言、御質問をごく簡単にまとめますと、11ページの表で非常にわかりやすいのですが、維持管理費で使用料等一般会計の繰入が示されておりますが、使用料は維持管理費の4分の1ぐらいということになります。住民説明会は、平成30年と令和2年にしていますが、そのときは、こういう事態になるとは想像してなかったもので、据え置きということで説明しています。それは今回案で据え置きということを行っている一つの理由なのですが、時代が変わっていますので、もう一度見直ししてはどうですかというのが、委員の御意見でございます。よろしいでしょうか。

そういう意見をいただきまして、事業主体は市でございますので、市の委員から何かございましたらお願いします。

( 委 員 )     それでは会長さんのお許しをいただきましたので、いつもお世話になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方からは一言お願いを申し上げたいと思います。春日野下水道の改築は、長期間にわたって多額の費用を伴うものであり、事業の実施においては、ライフラインとしての適正な維持管理及び安定した経営が重要となります。加えまして、下水道事業は公営企業ですので、独立採算性の観点から、使用料対象経費の全額を下水道使用料金で賄うことが原則であります。住民負担に対する妥当性も検討しながら、総合的に判断する必要があると思っております。このため、下水道使用料の改定につきましては、市民の生活に直接影響が及ぶものもあり、市民の理解が得られるように、今後、下水道事業運営の透明性を確保しながら、市民に積極的に情報を提供するための住民説明会の開催等も検討しながら、市民や市議会への説明責任を果たして、進めて参りたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

( 会 長 )     ありがとうございました。

御意見はございますか。

( 委 員 )     はい。市民の方への説明責任はすごく大事だと思います。春日野の方は、今まで2,000円弱で、同じ量を使った場合、富岡地区と今のところ違う金額になっていますが、いずれは一緒の金額になるとしても、当面の間ということに対し、少し不公平さを感じる方がいると思います。

使用料が上がるにしても、それで不公平を感じる方もいるし、支える側(富岡地区)としても、なぜ私達がこれだけ払っているのに、あちら(春日野地区)はそれだけ低いのかということで、両地区の方への説明責任というのが、非常に大事になってくるのではないかと思いますので、きちんと皆さんに納得していただけるような説明をしていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

( 会 長 )     ありがとうございました。

委員の皆様からいろいろ御意見いただきましたが、大体、方向性としたらまとまったような気がします。委員を中心に御意見をいただきました。事務局からは、資料3で今の使用料について、14ページで案をいただきましたが、

委員の話をまとめますと、やはり据え置きにするとしても、もう一度検討をする方がいいのではないかとのございます。その理由としては、先ほど私が申し上げましたように、住民説明会で据え置きにすると説明したけれど、事情が変わってきたこと、それから額を見ると、非常に全体の維持費に比べて使用料が少ないということで、その辺（使用料）を変えていくにしても住民に対して説明をもう一回する必要があると思います。それから、きちんと皆さんが納得するような金額にしてほしいということですね。私の感じでは、打樋川地区でも同じような下水道使用料を取っていますので、全体の維持費に比べて使用料がどれぐらいの比重でやっているのか、できるかどうかわかりませんが、阿南市外の状況はどうか、一般会計からの繰入れに対して補助が出るのかどうかとか、いろいろな情報がありますので、事務局はお手数ですが、この審議に必要な資料を集めていただいて、それをベースにもう一度議論した方がいいと思いますので、日程は事務局にお任せしますが、今日のところは、今回のような議論がまとまったところを受けて、次の展開に行ってほしいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、そういう方向で決まりましたので、この議題4については、今回の審議会の結論として、次に展開をお願いしたいと思います。事務局よろしいでしょうか。

（事務局） 委員からの御指摘で、適正な使用料や、富岡地区と整合性ということはもちろん市としても課題として認識はしていたところのございます。据え置きという方針の基で進めてきておりましたので、改めてそうした案を審議会にお示しをさせていただくには少しお時間をいただく必要がございます。その点、御了承いただきたいということで、4月の供用開始に向けては条例改正等の関係もありまして、遅くとも1月中には（結論を出したい）ということで私達も考えておりましたが、（結論を出すには）少し厳しいかも知れないというのが率直なところです。

（副会長） 先ほど住民の説明会のことがありましたが、住民への説明会をもう1回するということですか。こういう状況なので、もしかしたら上がる可能性もあることも含めてお話するということになりますか。

- ( 事務局 ) 市の方針を見直す場合であれば、改めて住民の皆様には御説明をさせていただいて、十分に御理解をいただいた上でないと、市の方で勝手に(決めた)ということになってしまうかと思います。その辺りはまた方針を決めてからのアクションになると思います。
- ( 副会長 ) なので、今回はデータをもう少しきちんとしてということになりますね。わかりました。ありがとうございます。
- ( 会長 ) 私から一つ申し上げるなら、これくらいなら据え置きでいけるという期間があることも可能性としてありますよね。全面的に料金を変えるのか、据え置き期間が少しは出てくるかもしれないのか、まずはやってみないとわからないということですね。
- ( 事務局 ) 今、この場で軽々にお答えはできませんので、また庁内で検討してからになると思います。
- ( 副会長 ) よろしいでしょうか。
- ( 会長 ) どうぞ。
- ( 副会長 ) もし試算し直したときに、富岡地区も上げないといけないことも想定されると思うのですが、これは、どうなるのだろうと心配されます。
- ( 会長 ) おっしゃる通りですね。
- ( 事務局 ) 事務局下水道課松原でございます。春日野地域下水道事業が事業転換された場合は公共下水道事業として一つになります。もちろん会計も一つになるので、分けて考えるのではなく全体の事業費で、将来にわたって経営分析をしていくことになります。下水道課では、令和元年度に阿南市の下水道事業経営戦略というのを策定しております。経営戦略というのは将来にわたって安定的に事業を継続するために策定したものでございます。今後下水道課といたしまして、会計が一つになった際は、経営戦略を見直す予定としております。見直しの中で、現在少子高齢化ということで急激に人口が減少していることや、富岡浄化センターも供用開始から12年ほど経過しており、既に更新の需要の増大も発生しております。こういった課題も含め、料金水準が適当なものか、また、将来の料金改定の必要性について計画の見直しも進めて参りたいと考えているところでございます。経営戦略の見直しにあたっては、審議会の開催も必要になってきますので、委員の皆様方にも御協力、御理解をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

( 会 長 )     ありがとうございました。

下水道事業は大きなお金がかかりますので、こういった大変な問題がどこでも発生していると思います。皆さんの御協力をお願いしたいと思います。今回は春日野の問題といえますが、将来的に阿南市全体での話も出てきますので、そのときも審議会をするわけですね。

( 事務局 )     はい。

( 会 長 )     よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、本日本予定をしておりました議事につきましては以上でございます。事務局、よろしいでしょうか。

( 事務局 )     はい。

( 会 長 )     ありがとうございます。また御苦勞をかけますが、事務局の方で対応よろしくをお願いします。それでは今後の予定等について、事務局から説明をお願いします。

( 事務局 )     下水道課松原でございます。今後の予定等について、次回の審議会開催は、事務局といたしましても、山田環境保全課長から申し上げた通り、委員の皆様方からいただいた御意見を基に市内部で再度精査をさせていただきます。今後の方向性等が定まりましたら改めて審議会を開催させていただくことで調整させていただけたらと思いますので、よろしくをお願いいたします。

( 会 長 )     それでは本日の議事はこれで全て終了でございます。委員の皆様には、進行につきまして、御協力いただきましてありがとうございました。それではマイクを事務局にお返しします。よろしくをお願いします。

( 事務局 )     近藤会長様ありがとうございました。委員の皆様には長時間にわたりご議論をいただきましてありがとうございました。次回の開催については、改めて御連絡をさせていただくということで御理解いただけたらと思います。よろしくをお願いいたします。それでは以上をもちまして令和5年度第1回阿南市公共下水道事業負担金等審議会を閉会いたします。皆様ありがとうございました。

午前11時12分 閉会